

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の目的

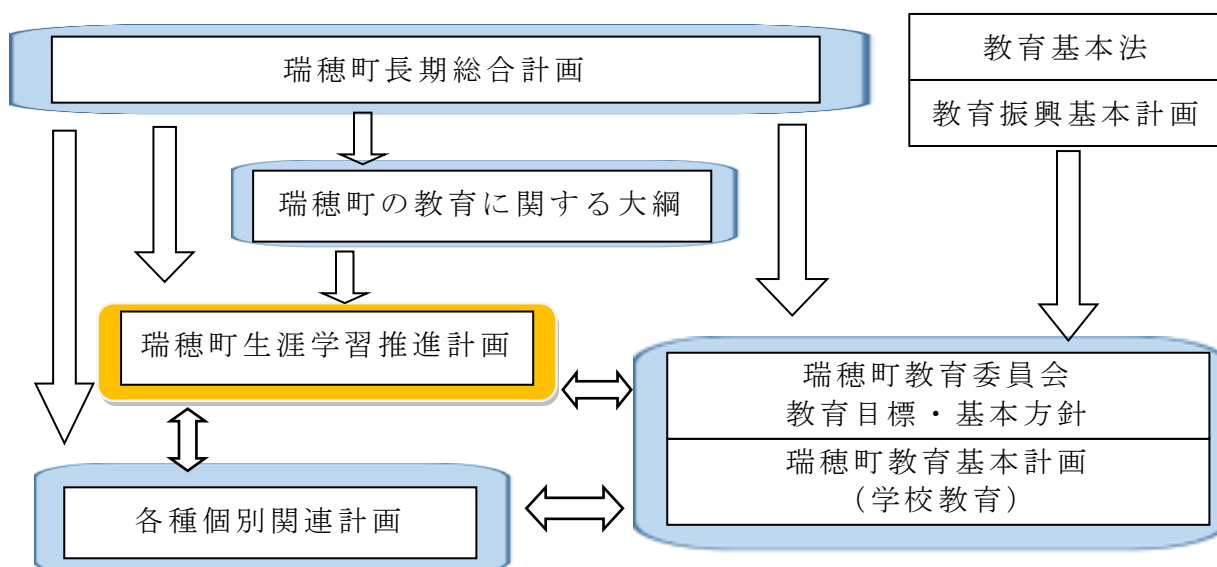
この計画は、住民の誰もが、生涯にわたって、自由に学習する機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる「生涯学習社会」の実現をめざして策定したものです。

計画の推進にあたっては、「豊かなこころを育むまち」づくりを基本方針として、住民の担う役割と行政が担う役割を検証しながら、住民とともに全庁を挙げて取り組みます。

第2節 計画の位置付け

この計画は、第5次長期総合計画後期基本計画を上位計画とします。加えて、第4次長期総合計画から引き継がれた基本理念である「自立と協働」を念頭に、基本目標のひとつである「豊かなこころを育むまち」を具現化するために策定する個別計画です。

町の生涯学習を推進するために、学校教育、スポーツ、読書、保健福祉など、町の各分野における個別計画との整合をはかるとともに、瑞穂町社会教育委員の会議からの意見などをふまえ、町における生涯学習に関する施策全般を位置付けるものです。また、「誰もが気軽に話し、地域やグループなどに参加できるコミュニティの実現」、「地域問題の解決をはかるために、地域や様々な団体などとのネットワークづくり」、「住民団体の自立化と町職員の意識改革をはかり、既存の活動や新たな事業の協働による展開を検討する」など、取り組むべき具体的な内容を示します。



第3節 計画の期間

この計画の期間は、第5次長期総合計画との整合をはかるため、令和3年度から令和12年度までの10年間としています。社会経済情勢の変化などにあわせて、前期5年間終了時に見直しをしたものです。

第4節 計画の評価

本計画の達成状況については、住民の生活や社会的状況の変化に柔軟に対応するため、各事業について毎年度評価し、計画期間の中間年である令和7年度に中間評価を行い、今回の改定に合わせ各部署の取組や現状を反映しました。本計画の最終年度には総括的な評価を実施します。具体的な評価については、関連部署で評価の後、社会教育委員などが2次評価を実施します。また、進捗管理については教育部社会教育課が行います。

第5節 計画の将来

本計画の前期5年間が終了し、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも気軽に学習できる環境が整備され、その成果を生かすことのできる仕組みが整いつつあります。

引き続き計画を推進することで、より多くの人々が文化・芸術や趣味の活動や、年齢や体力に応じたスポーツに親しむことにより、人と人との交流及び地域と地域との交流が盛んになり、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合い、多様性を受け入れることができる心豊かな社会となります。

